

## 緊急放送設備の使用に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）及び株式会社鈴鹿メディアパーク（以下「乙」という。）は、緊急放送設備の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、鈴鹿市における災害の発生の予防又は被害の軽減を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「災害」とは、地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態をいう。
- 2 「緊急放送」とは、前条の目的を達成するために、甲の要請に基づき、乙が必要と認めたとき、乙が所有し管理する放送施設を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

### （運用）

第3条 緊急放送の運用にあたっては、乙の放送局としての編成権を尊重し、次の各号に定める手順により実施するものとする。

- ① 午前7時から午後11時までの間
  - ア 甲は無線・電話・FAX等により、乙が運用するスタジオ宛に緊急放送である旨を伝え承認を取り、内容を明示した放送原稿をFAX等にて送付する。
  - イ 乙は緊急放送の原稿を受信したときは、その内容を甲に確認したうえで、直ちに他の放送に優先してこれを放送することとし、それ以後においても状況により必要とするときは、適宜繰り返して放送する。
- ② 前号に掲げる時間以外の時間又は特別の事情によりスタジオが無人となる時間
  - ア 甲は緊急放送を必要とすると認めたときは、別に示す乙に所属する何れかの者に緊急放送の内容を説明し、その了承を得たうえで、別に定める方式により緊急放送を行うものとする。
  - イ 甲は緊急放送を終了したときは、直ちに前記アの者にその旨を連絡する。
  - ウ 甲は緊急放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告する。

### （緊急放送の結果の責任）

第4条 緊急放送を行った結果の社会に及ぼす影響については、甲がその責を負うものとする。

### （費用の負担）

第5条 乙は、緊急放送に関わる費用について、甲に請求しないものとする。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は質疑を生じたときは、甲、乙が誠意をもって協議し決定する。



(協定の改訂)

第7条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ、改訂することができる。

(協定の期間)

第8条 この協定の効力は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

2 協定の期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙から異議申し立てがない場合は、その期間を、引き続く次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年3月17日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

川 岸 光 男  
鈴鹿市長之印

乙 鈴鹿市住吉町8947番地

株式会社 鈴鹿メディアパーク

代表取締役社長

何 球 元  
鈴鹿市長之印